



長野県報

9月15日(金)
平成18年
(2006年)
号外

目次

訓令

副知事の担当事務に関する規程(行政システム改革チーム) 1



長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関

副知事の担当事務に関する規程を次のように定めます。

平成18年9月15日

長野県知事 村井 仁

副知事の担当事務に関する規程

(担当事務)

第1条 副知事の担当事務は、次のとおりとする。

(1) 副知事板倉敏和の担当事務

- ア 経営戦略局に関する事。
- イ 危機管理局に関する事。
- ウ 企画局に関する事。
- エ 総務部に関する事。
- オ 社会部に関する事。
- カ 衛生部に関する事。
- キ 会計局に関する事。
- ク 企業局との連絡調整に関する事。
- ケ 行政委員会との連絡調整に関する事。
- コ その他知事が指定する事務に関する事。

(2) 副知事腰原愛正の担当事務

- ア 生活環境部に関する事。
- イ 商工部に関する事。
- ウ 農政部に関する事。
- エ 林務部に関する事。
- オ 土木部に関する事。
- カ 住宅部に関する事。
- キ その他知事が指定する事務に関する事。

(担任の特例)

第2条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任する事務は、他の副知事が担任する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

行政システム改革チーム